

介護保険「要支援」向けサービス

厚勞省方針

ラフ連合会理事)、「現在のサービス単価以下では事業者が撤退せざるをえない事態になる」(川原四良日本介護クラフトユニオン顧問)と批判が相次ぎました。

訪問・通所介護は切り捨て

厚生労働省は14日、15 しました。介護サービス費

スにしつこいはあくまで市
町村に移管するとしていま
す。
↓関連の面

を超える場合は個別に判断する」として国が追加負担する考え方も示しました。こ

0万人が認定を受ける「要支援」向けの介護保険サービスを廃止し、市町村の事業に全面的に移すとの方針を撤回する考えを、社会保険審議会介護保険部会に示す。やリハビリなどについては引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）用の4割を占める訪問看護

り捨てや負担に反対する世論と運動に押されたもので、厚労省は、訪問看護などは介護保険から外して市町村に移行しても受け皿がなく専門職が担うべきだと

政をしつかり確保すべきだ」との市町村の声に押された格好です。



問・通所介護については切り捨てに固執しています。厚労省はさうに、市町村事業に上限を設けて抑え込む方針についても、「上限(長)など」「さらなる見直し」を求める意見が噴出。事業費の上限についても「行き過ぎた抑制に繋がるおそれがある」と指摘(斎藤秀樹全国老人クラブ)